未来は、ミルクの中にある。

雪印メグミルク

第６回
定時株主総会 招集ご通知

日 時　**平成27年６月25日（木曜日）午前10時**

場 所　札幌市中央区南三条西十二丁目
札幌プリンスホテル
国際館パミール６階
※会場までのご案内図は、本冊子裏表紙に掲載しております。

議 案
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役14名選任の件
第4号議案　監査役１名選任の件
第5号議案　補欠監査役１名選任の件
第6号議案　当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

目 次

第６回定時株主総会招集ご通知 …… 1
　議決権行使に関するご案内 …… 3
（参考書類）
株主総会参考書類 …… 5
（添付書類）
事業報告 …… 34
連結計算書類 …… 54
連結・監査報告（会計監査人） …… 57
監査役会の監査報告 …… 58
計算書類 …… 59
単独・監査報告（会計監査人） …… 62

雪印メグミルク株式会社
証券コード　2270

証券コード　2270
平成27年６月５日

株　主　各　位

札幌市東区苗穂町六丁目１番１号
雪印メグミルク株式会社
代表取締役社長 西　尾　啓　治

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご投函くださるか、電磁的方法（インターネット等）により平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　**平成27年６月25日（木曜日）午前10時（開場　午前９時）**
２．場　　所　**札幌市中央区南三条西十二丁目**
札幌プリンスホテル 国際館パミール６階
※会場までのご案内図は、本冊子裏表紙に掲載しております。

３．目的事項
報告事項　第６期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役14名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4．招集にあたっての決定事項

⑴ 電磁的方法（インターネット等）により招集通知を受け取ることを承諾し、議決権行使書用紙を不要とご指定いただきました株主様には、議決権行使書用紙をお送りしておりません。当日ご出席なさる場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を平成27年６月17日（水曜日）午後５時までに株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社　証券代行部）までご請求ください。

⑵ 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。また、この場合、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

⑶ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行なう旨とその理由を書面により株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社　証券代行部）までご通知ください。

⑷ 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）とを重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものといたします。

⑸ 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑹ 法令および当社定款第16条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、当社ホームページ（http://www.meg-snow.com/）に掲載しておりますので、本冊子には記載しておりません。したがいまして、本冊子に記載した内容は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

【議決権行使書用紙のご請求および議決権の不統一行使のご通知先】
〒168-8507　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
みずほ信託銀行株式会社　証券代行部
電　　話　0120－288－324（フリーダイヤル）
受付時間　９：00～17：00（土曜日、日曜日、休日を除く）

以　上

○ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.meg-snow.com/）に訂正表を掲載させていただきます。

議決権行使に関するご案内

1．郵送による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。**

2．インターネットによる議決権行使について

⑴ 議決権行使ウェブサイトについて

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記）にて議決権を行使することが可能です。インターネットによる議決権行使を希望される株主様は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインし、画面の案内に従って行使してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードの変更が必要となります。

http://www.it-soukai.com/

⑵ 議決権行使について

① **平成27年６月24日（水曜日）午後６時までの行使を有効とさせていただきます。**

② 書面とインターネットにより、二重に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

③ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑶ パスワードについて

① パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、本総会のみ有効です。次の株主総会の際には、新たに発行いたします。

② パスワードは、議決権行使ウェブサイトから行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様にパスワードをお問合せすることはございません。

③ パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

⑷ その他のご注意事項

① インターネットのご利用に関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

② 議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行なっておりますが、株主様のご使用の機器によってはご利用いただけない場合がございます。

③ ご不明な点につきましては、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

1．議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先
みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電　　話　0120－768－524(フリーダイヤル)
受付時間　9：00～21：00(土曜日、日曜日、休日を除く)

2．上記1．以外のご不明な点に関するお問合せ先
みずほ信託銀行　証券代行部
電　　話　0120－288－324(フリーダイヤル)
受付時間　9：00～17：00(土曜日、日曜日、休日を除く)

◇機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」による議決権行使について

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた機関投資家の皆様につきましては、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、中長期的な成長・拡大戦略に備えた財務の充実を図りながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本としております。

配当につきましては、連結配当性向20％以上を目標とし、連結業績や財務状況等を総合的に勘案して、安定的な配当の継続に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、下記のとおり１株につき30円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式　　１株につき金30円　　総額　2,035,289,550円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　経営環境の変化に応じて、経営体制を機動的に見直すことができるようにするため、取締役の任期を２年から１年に変更するとともに、平成26年６月26日開催の第５回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

⑵　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結することが認められる範囲が変更されたことに伴い、社外取締役以外の非業務執行取締役および社外監査役以外の監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第30条第２項および第37条第２項の規定の一部を変更するものであります。
なお、第30条第２項の変更に関しては、監査役全員より同意を得ております。

⑶　上記⑴の取締役の任期短縮に伴い、剰余金の配当等を取締役会決議により、機動的に実施することが可能となるよう変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（任期） 第23条　１．取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	**（任期）** 第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）
（取締役の責任免除） 第30条　１．（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	**（取締役の責任免除）** 第30条　１．（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第37条　１．（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	**（監査役の責任免除）** 第37条　１．（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（新設） 第39条～第40条（条文省略）	**（剰余金の配当等の決定機関）** 第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。 第40条～第41条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条　第23条の規定にかかわらず、平成26年６月26日開催の第５回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成28年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。

第３号議案　取締役14名選任の件

取締役　西尾啓治氏、難波隆夫氏、石田隆廣氏、山登正夫氏、小川澄男氏、幸坂眞也氏、千葉忍氏、土岡英明氏、小西寛昭氏、西馬場茂氏、城端克行氏、遠藤悟氏、日和佐信子氏および中野吉晴氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新たに取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者が選任された場合の任期は、第２号議案が原案どおり承認可決された場合、次回定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任  西尾啓治（にしおけいじ） （昭和34年２月19日生）	昭和56年４月　雪印乳業株式会社入社 平成14年４月　同　乳食品事業部　部長 平成14年10月　同　乳食品営業部長 平成15年６月　同　執行役員乳食品営業部長 平成16年１月　同　執行役員チーズ事業部　副事業部長 平成16年６月　同　常務執行役員関東販売本部長 平成21年６月　同　常務執行役員広域営業部長兼関東販売本部長 平成21年10月　同　取締役執行役員広域営業部長兼関東販売本部長 平成23年４月　当社　執行役員営業統括部長 平成25年６月　同　取締役執行役員 平成26年３月　同　取締役執行役員市乳事業部長 平成27年４月　同　代表取締役社長 現在に至る （担当） 経営全般担当 （重要な兼職の状況） チーズ公正取引協議会　委員長	普通株式 1,657株
2	再任  難波隆夫（なんばたかお） （昭和30年８月２日生）	昭和53年４月　全国農業協同組合連合会入会 平成14年１月　全国農協直販株式会社　経営企画室長 平成14年６月　同　常務取締役 平成15年１月　全国農業協同組合連合会　本所酪農部　次長 平成15年11月　日本ミルクコミュニティ株式会社　常務取締役 平成21年10月　同　代表取締役社長 当社　取締役 平成23年４月　同　取締役専務執行役員 平成25年６月　同　代表取締役副社長 現在に至る （担当） 経営全般社長補佐 監査・ロジスティクス担当	普通株式 6,957株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任  石田隆廣（いしだたかひろ） （昭和32年４月２日生）	昭和55年４月　農林中央金庫入庫 平成12年４月　同　宮崎支店長 平成14年７月　同　総合企画部　グループ戦略室長兼副部長 平成16年６月　日本ミルクコミュニティ株式会社　執行役員経営企画部長 平成17年７月　農林中央金庫　ＪＡバンク統括部　主任考査役 平成18年６月　同　システム企画部長 平成19年６月　ジェイエイバンク電算システム株式会社　代表取締役副社長 平成20年４月　農中情報システム株式会社　代表取締役副社長兼ＪＡＳＴＥＭ事業本部長 平成20年６月　農林中央金庫　常務理事 平成23年６月　農中情報システム株式会社　代表取締役社長 平成25年６月　当社　代表取締役副社長 現在に至る （担当） 経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事担当	普通株式 2,983株
4	再任  山登正夫（やまとまさお） （昭和26年１月15日生）	昭和49年４月　雪印乳業株式会社入社 平成12年４月　同　仙台工場長 平成14年１月　同　東北市乳事業部長 平成14年10月　同　札幌工場長 平成15年１月　日本ミルクコミュニティ株式会社　札幌工場長 平成17年７月　同　執行役員生産統括部長 平成18年３月　同　取締役 平成20年６月　同　常務取締役 平成21年10月　当社　取締役常務執行役員 平成25年６月　同　取締役専務執行役員 現在に至る （担当） 生産統括・生産管理担当	普通株式 7,255株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任  幸坂眞也（こうさかしんや） （昭和32年９月15日生）	昭和55年４月　雪印乳業株式会社入社 平成14年４月　同　経営企画室長 平成15年１月　同　ＳＣＭ推進部長 平成15年６月　同　執行役員ＳＣＭ推進部長 平成16年１月　同　執行役員チーズ事業部長 平成17年４月　同　執行役員業務製品事業部長 平成18年６月　同　業務製品事業部長 平成18年10月　同　投資企画部長 平成19年10月　同　物流部長 平成21年10月　当社　統合戦略部　副部長 平成22年４月　同　統合戦略部長 平成23年４月　同　執行役員 平成23年６月　同　取締役執行役員 平成25年６月　同　取締役常務執行役員 現在に至る （担当） 総合企画室・管理・ＣＳＲ・広報担当	普通株式 4,143株
6	再任  土岡英明（つちおかひであき） （昭和30年９月19日生）	昭和54年４月　雪印乳業株式会社入社 平成15年１月　日本ミルクコミュニティ株式会社　札幌支店長 平成15年５月　同　北海道事業部長 平成18年３月　同　営業統括部　マーケティンググループ部長 平成19年４月　同　営業統括部　商品企画開発グループ部長 平成21年10月　当社　統合戦略部　副部長 平成23年４月　同　執行役員 平成23年６月　同　取締役執行役員 現在に至る （担当） マーケティング・乳食品事業・市乳事業・広域営業担当	普通株式 1,809株
7	再任  小西寛昭（こにしひろあき） （昭和35年３月21日生）	昭和61年４月　雪印乳業株式会社入社 平成14年10月　同　商品安全監査室長 平成15年１月　同　商品安全保証室長 平成15年６月　同　執行役員商品安全保証室長 平成18年６月　同　技術企画室長 平成20年１月　同　広報室長 平成20年２月　同　秘書室長兼広報室長 平成21年10月　当社　広報部長 平成23年４月　同　執行役員研究開発部長 平成23年６月　同　取締役執行役員研究開発部長 現在に至る （担当） 研究開発・商品開発・ミルクサイエンス研究所・資材調達担当	普通株式 3,923株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	再任  にしばば　しげる 西馬場　茂 （昭和31年10月16日生）	昭和54年４月　全国農業協同組合連合会入会 平成12年２月　同　中央畜産センター食肉部　部長 平成16年２月　同　本所畜産販売部食肉課　課長 平成18年９月　ＪＡ全農ミートフーズ株式会社　常務取締役事業企画本部長 平成19年８月　全国農業協同組合連合会　参事 平成22年８月　全農チキンフーズ株式会社　専務取締役 平成23年６月　同　代表取締役社長 平成24年８月　当社　顧問 平成25年６月　同　取締役執行役員 平成26年３月　同　取締役執行役員業務製品事業部長 平成27年４月　同　取締役執行役員 現在に至る （担当） 業務製品事業担当	普通株式 2,105株
9	再任  しろはた　かつゆき 城端　克行 （昭和31年５月８日生）	昭和55年４月　雪印乳業株式会社入社 平成15年10月　日本ミルクコミュニティ株式会社　野田工場長 平成19年１月　同　生産統括部　生産技術グループ副部長 平成21年４月　同　生産統括部　生産技術グループ部長 平成23年４月　当社　品質保証部長 平成24年４月　同　執行役員品質保証部長 平成25年６月　同　取締役執行役員品質保証部長 平成26年３月　同　取締役執行役員品質保証部長兼機能性食品事業部長 平成27年６月　同　取締役執行役員 現在に至る （担当） 品質保証・機能性食品事業担当	普通株式 2,202株
10	新任  うちだ　あきひこ 内田彰彦 （昭和34年９月13日生）	昭和57年４月　雪印乳業株式会社入社 平成16年１月　同　ＳＣＭ推進部長 平成17年４月　同　国際部長 平成19年６月　同　国際栄養食品部長 平成20年２月　同　幌延工場長 平成23年２月　同　大樹工場長 平成23年４月　当社　大樹工場長 平成25年２月　同　生産統括部生産統括グループ　部長 平成25年８月　同　阿見工場長 平成27年６月　同　社長付専任部長 現在に至る	普通株式 2,126株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	新任  小板橋（こいたばし）　正人（まさと） （昭和34年５月28日生）	昭和58年４月　雪印乳業株式会社入社 平成15年８月　同　社長室　部長 平成16年１月　同　原料乳製品事業部長 平成18年10月　同　九州支店長 平成20年10月　同　酪農部長 平成22年５月　一般社団法人日本乳業協会　出向 平成23年５月　同　常務理事 平成24年５月　同　専務理事 平成26年６月　当社　執行役員酪農部長 現在に至る	普通株式 3,139株
12	新任  笠松（かさまつ）　宏一（こういち） （昭和35年８月28日生）	昭和58年４月　雪印乳業株式会社入社 平成14年６月　同　経営企画室　部長 平成16年４月　同　社長室　部長 平成16年９月　同　経営企画室　部長 平成17年１月　同　東北支店長 平成19年７月　同　横浜チーズ工場　副工場長 平成20年10月　同　経営企画室　部長 平成23年４月　当社　総合企画室　副部長 平成24年10月　同　資材調達部長 平成25年６月　同　執行役員総合企画室長 現在に至る	普通株式 970株
13	新任  板橋（いたばし）　登志雄（としお） （昭和36年７月９日生）	昭和59年４月　雪印乳業株式会社入社 平成17年１月　同　関東支店長 平成18年４月　同　家庭用事業部　担当部長 平成19年２月　同　中部支店長 平成21年６月　同　関東販売本部　副本部長 平成23年４月　当社　関東販売本部　副本部長 平成25年４月　同　関西販売本部　副本部長 平成26年６月　同　常務執行役員関西販売本部長 平成27年４月　同　社長付専任部長 現在に至る	普通株式 2,613株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
14	新任 社外 独立  阿南（あなん） 久（ひさ） （昭和25年２月17日生）	平成３年６月　生活協同組合コープとうきょう　理事 平成11年６月　東京都生活協同組合連合会　理事 平成13年６月　日本生活協同組合連合会　理事 平成15年８月　全国労働者共済生活協同組合連合会　理事 平成19年10月　全国消費者団体連絡会　事務局 平成20年５月　同　事務局長 平成24年８月　消費者庁　長官 平成26年８月　同　長官退任 現在に至る	普通株式 ０株

（注）１．阿南久氏は、社外取締役候補者であります。

２．社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

⑴　社外取締役候補者の選任理由および独立性について

①　阿南久氏につきましては、全国消費者団体連絡会事務局長をはじめ消費者団体の要職を歴任した経験を生かして消費者の立場として様々な場面で社外の視点から助言・提言をいただくことにより、当社の経営に活かせると判断し、選任をお願いするものであります。

②　阿南久氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

③　阿南久氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

⑵　社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について

阿南久氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、全国消費者団体連絡会事務局長をはじめ消費者団体の要職を歴任した後、消費者庁長官を務めた経験もあり、消費者の利益に関する専門的知見を有しておられることから、当社の経営に対して適切な指導・助言を行なうことができるものと判断しております。

⑶　当社は、本議案が承認可決され、阿南久氏が取締役に就任した場合は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。

３．本議案が承認可決され、阿南久氏が社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役　多田義昭氏は、本定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたします。つきましては、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者が選任された場合の任期は、第10回（平成31年６月）定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
新任  千葉（ちば）　忍（しのぶ） （昭和30年１月26日生）	昭和53年４月　雪印乳業株式会社入社 平成15年１月　日本ミルクコミュニティ株式会社　コミュニケーション部長 平成15年10月　同　広域営業部長 平成16年１月　同　営業統括部　商品企画開発グループ部長 平成19年４月　同　管理統括部　総務人事グループ部長 平成21年６月　同　執行役員管理統括部長 平成21年10月　同　取締役執行役員管理統括部長 平成23年４月　当社　執行役員 平成23年６月　同　取締役執行役員 現在に至る （担当） 海外事業担当	普通株式 2,541株

（注）当社は、第２号議案および本議案が承認可決され、千葉忍氏が監査役に就任した場合は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、社外監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、この決議の効力は、次回定時株主総会の開始の時までとなります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、服部明人氏は監査役　新庄忠夫氏および西川郁生氏の補欠であります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
服部（はっとり）明人（あきと） （昭和33年11月28日生）	平成元年４月　弁護士登録 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所 平成３年４月　尾崎法律事務所入所 平成18年11月　服部明人法律事務所開設 現在に至る （重要な兼職の状況） 服部明人法律事務所　代表 株式会社萩原材木店　代表取締役社長	普通株式 0株

（注）１．服部明人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．服部明人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠の社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について

⑴　補欠の社外監査役候補者の選任理由および独立性について

①　服部明人氏につきましては、弁護士としての高い専門性を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

②　服部明人氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

③　服部明人氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

⑵　社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について

服部明人氏は、弁護士として企業法務に精通し、経営に関する見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

⑶　当社は、服部明人氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。

第６号議案　当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年６月26日開催の第５回定時株主総会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、当該有効期限到来後の買収防衛策について検討を行なった結果、平成27年５月21日開催の取締役会において、買収防衛策を継続することについて本総会に提案することを決議いたしました。

本議案は、買収防衛策の継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

継続する買収防衛策は、株主の皆様が正しい判断をするための買収に関する十分な情報と検討期間を提供することと、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する買収を防止することを目的としており、有効期間を従来の１年間から３年間に変更（平成30年６月開催予定の第９回定時株主総会終結の時まで）するとともに独立委員会委員の任期を１年から３年に変更いたしますが、それ以外の内容は、第５回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同じであります。第２号議案において、当社取締役の任期を２年から１年に短縮することを含む定款変更議案を付議しており、この議案が承認された場合、１年ごとの取締役の選任を通じて取締役会により買収防衛策を廃止することが可能となることから、有効期間を変更することといたしました。

本買収防衛策の概要は、以下のとおりであります。

１．買収防衛策導入の基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に当社株式を上場している以上、当社株式は自由に売買が行なわれることを前提にすべきであり、当社取締役会の同意がない大量買付行為がなされた場合でも、その是非を最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。したがいまして、株主の皆様が大量買付行為を評価するために、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様に情報を提供すること、および必要に応じて当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための相当期間が確保されることが重要であると考えております。これらの考えに基づき、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただけるようにするため、以下のとおり、大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めることとしております。当社取締役会は、大量買付者に対して当該大量買付ルールの遵守を求め、このルールに則って十分な情報が提供された場合は、その内容を評価・検討し、当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様に適切な時期に開示することといたします。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合や、大量買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為の場合は、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する可能性があります。ただし、当社取締役の保身を排除するために、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合に対抗措置を発動することができる要件は、後掲３．⑵の５つの類型に限定し、後掲４．の「独立委員会」の勧告を得て、対抗措置を発動するものといたします。

2．大量買付ルール

⑴ 大量買付ルールの基本と大量買付行為の定義

本買収防衛策の大量買付ルールの基本は、次のとおりです。

① 事前に大量買付者から当社取締役会に対して十分な情報の提供がなされること

② 当社取締役会による当該提供情報に関する一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始すること

また、「大量買付行為」とは、次の買付行為をいい、いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除きます。

① 特定株主グループ(*1)の株式等保有割合(*2)を20％以上とすることを目的とする株式等(*3)の買付け

② 特定株主グループ(*4)の株式等保有割合(*5)が20％以上となる株式等(*6)の公開買付け(*7)

⑵ 大量買付意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行なおうとする場合には、事前に当社取締役会宛に、大量買付ルールに従う旨の「大量買付意向表明書」（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただくことといたします。意向表明書には「大量買付者の名称および住所」「設立準拠法」「代表者の氏名」「国内連絡先」「提案する大量買付けの概要」「大量買付者およびその共同保有者が保有する当社株式等の数」「大量買付ルールを遵守する旨の誓約」を記載していただきます。

当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領したことについてすみやかに情報開示を行ないます。

(*1) 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者（同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）および同法第27条の23第５項に規定する共同保有者（同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）をいいます。

(*2) 金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。

(*3) 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。

(*4) 買付けを行なう者および金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。

(*5) 金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。

(*6) 金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。

(*7) 金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付けをいいます。

⑶ 大量買付情報の提供

大量買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書の受領後５営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき大量買付情報のリストを、回答期限を定めて交付します。

なお、当社取締役会は、当初提出していただいた情報をすみやかに独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、当該情報の内容を確認し、大量買付情報として不十分であると判断した場合には、その都度回答期限を定めて、十分な大量買付情報がそろうまで追加的に情報の提供を求めるよう、当社取締役会に勧告するものとします。

独立委員会は、必要な情報がそろったと判断した時点で、大量買付情報の提出が完了した旨を当該大量買付者に書面で通知することおよびその旨の情報開示を行なうよう当社取締役会に勧告するものとします。また、当該大量買付情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示するよう当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告に沿って、大量買付情報の提出が完了した旨、および当該大量買付情報の全部または一部の情報開示を行ないます。

⑷ 当社が要請する情報内容

大量買付者に提供していただく大量買付情報の主な項目は次のとおりです。

① 大量買付者およびそのグループの詳細

共同保有者および特別関係者（ファンドの場合は組合員その他の構成者を含む。）の具体的名称、資本構成または主要出資者、経歴・沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同様の企業・事業経験、同種事業の場合のセグメント情報、大量買付経験と対象企業のその後の状況等

② 大量買付行為の目的、方法および内容

目的、買付時期、買付方法、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性等

③ 買付対価の算定根拠

算定の数値、算定の前提となる事実、算定方法、算定担当者または企業、大量買付けにより生じることが予想される影響額およびその算定根拠、そのうち他の株主に対して分配される影響額と算定根拠等

④ 買付資金の裏付け

資金調達方法、資金提供者の有無および具体的名称（実質的提供者を含む。）、資金調達に係る取引

⑤ 大量買付行為完了後の当社経営方針および事業計画

意図する当社と当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、資産活用策、これら事業計画の実現可能性と予想されるリスク

⑥ 大量買付行為完了後の取引拡大等により得られる大量買付者と当社の相乗効果

⑦ 当社の利害関係者（当社従業員、取引先、顧客、地域社会等）に関する対応方針および影響

⑧ 当社の他の株主様との利益相反を回避するための具体的方策

⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

⑸ 評価期間

当社取締役会は、大量買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案等を行なうための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該大量買付行為の内容に応じて次の①または②による期間を設定します。大量買付行為は、次の評価期間が経過した後にのみ実施されるものとします。

① 60日：現金を対価とする公開買付けによる当社全株式等の買付けの場合

② 90日：その他の大量買付けの場合

上記期間には、独立委員会が当該大量買付行為に関する検討に要する期間および当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かを勧告するまでに要する期間を含みます。

ただし、独立委員会は、当社取締役会が、大量買付行為の内容の検討、大量買付者との交渉、代替案の作成等を行なうために必要な範囲内で評価期間を延長することを当社取締役会に勧告できるものとします。当社取締役会が評価期間を延長することを決議した場合には、評価期間を延長する理由、延長期間、その他公表すべき事項について、当該延長の取締役会決議後すみやかに大量買付者への通知および情報開示を行なうものとします。

⑹ 取締役会による意見・代替案の提示

当社取締役会は、評価期間内において、独立委員会と連携を取りながら、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点で、大量買付者から提供された大量買付情報の評価・検討を行ないます。当社取締役会は、必要に応じて大量買付者と協議・交渉を行ない、大量買付けに関する提案内容の改善を大量買付者に要求し、あるいは株主の皆様に対して代替案を提示することがあります。

3．大量買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大量買付情報の内容を評価・検討し、大量買付者と協議・交渉を行なった結果、大量買付行為が次のいずれかに該当し、しかるべき対抗措置を講じることが妥当であると判断した場合には、評価期間中か否かにかかわらず、下記のとおり、本買収防衛策で定める対抗措置を発動することがあります。

⑴ 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、後掲４．の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権を無償で割り当て、あるいは会社法その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがあります。

当該対抗措置は、一般の株主様に不利益をもたらすものではありませんが、大量買付ルールを遵守しない大量買付者は経済的損害を被る可能性がありますので、大量買付ルールを無視して大量買付行為を開始することのないよう予め注意を喚起いたします。

⑵ 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、たとえ当社取締役会が当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の公表、株主の皆様への代替案の提示および個別の説得等を行なうにとどめ、原則として対抗措置は取りません。したがいまして、大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付者の買付提案および当社取締役会が提示する代替案ならびに当社の企業価値向上のための中長期的な経営方針等を比較し、判断していただくことになります。ただし、大量買付ルールが遵守された場合であっても、大量買付行為が次のいずれかに該当し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合には、当社取締役会は、後掲４．の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、相応の対抗措置を発動することがあります。

① グリーンメーラー　：当社グループの経営に参加する意思がなく、株価を吊り上げて高値で当社に株式を引き取らせる目的による行為

② 焦土化経営　：当社グループの経営を一時的に支配し当社グループの知的財産権、ノウハウ、主要取引先・顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的による行為

③ 資産流用　：当社グループの経営を支配した後、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的による行為

④ 一時的高配当　：当社グループの経営を一時的に支配し、当社グループの不動産・有価証券等の資産を売却処分し、その利益で一時的高配当を行なうか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的による行為

⑤ 強圧的二段階買収　：最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付けをする等、株主に事実上売却を強要する行為

⑶ 対抗措置発動の判断方法

当社取締役会は、大量買付者が提供した大量買付情報その他調査によって入手した情報に基づき、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等の助言を得ながら、当該大量買付者が真摯に当社の経営に参加する意思があるのか、当該大量買付行為・提案が当社の企業価値向上・株主共同の利益に資するのか等を検討するとともに、後掲４．の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置を発動するか否かを当社取締役会で決議するものとします。

当社取締役会が大量買付者に対する対抗措置の発動を決議した場合、または発動しないことを決議した場合は、その理由を明らかにしたうえで、株主の皆様に対し適時適切な情報開示を行ないます。

⑷ 対抗措置発動の中止

当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した後でも、次の①または②に該当する場合は、新株予約権の発行中止または新株予約権発行後に当社が当該新株予約権を無償取得し消却する等、結果的に当該対抗措置の発動を中止することができるものとします。この場合、当社取締役会は、すみやかに情報開示を行ないます。

① 当社取締役会が対抗措置の発動を決議後、大量買付者が買付けを撤回する等、大量買付行為が存在しなくなった場合

② 対抗措置の発動の前提となった事実関係に変動が生じ、大量買付け等が前掲３.⑴⑵に定める対抗措置発動の条件のいずれにも該当しなくなった場合、または該当しても新株予約権の発行もしくは行使を認めることが適切でないと当社取締役会が判断した場合

４．独立委員会

⑴　独立委員会の設置

当社取締役会は、大量買付行為に係る意向表明書を受領した場合または大量買付行為がなされる可能性がある場合、対抗措置が当社取締役会の恣意的な判断で発動されることのないよう当社取締役および大量買付者からの独立性を確保した組織として独立委員会の招集を独立委員会の委員に要請し、大量買付者が前掲３．⑴⑵に定める対抗措置発動の条件に該当するか否か等を諮問します。なお、独立委員会の招集、決議要件、決議事項等については、【別紙１】をご参照ください。

大量買付行為が当社の企業価値向上・株主共同の利益に資するかどうかを判定する独立委員会の委員は、社外有識者、当社社外取締役、当社社外監査役の中から３名を選定します。

独立委員会は、当社取締役、監査役、従業員等に対し必要に応じて、独立委員会への出席および情報の提供、説明を要請できるものとし、諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容を当社取締役会に勧告するものとします。独立委員会の委員は、【別紙２】に記載の方に委嘱する予定であります。

⑵　独立委員会の判断方法

独立委員会は、招集された場合、次の手続きに従い勧告等を決議し、当該勧告等の内容についてすみやかに情報開示を行ないます。

①　独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の買付けが前掲３．⑴⑵に定める条件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが妥当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

②　独立委員会が対抗措置を発動しないことを勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が提供する大量買付情報の検討、当社取締役会と大量買付者との交渉経過等の内容を検討した結果、当該大量買付者による買付けが前掲３．⑴⑵に定める条件のいずれにも該当しないか、該当しても対抗措置の発動が妥当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置を発動しないことを勧告します。ただし、かかる勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、前掲３．⑴⑵に定める条件のいずれかに該当することとなった場合には、新たな勧告を行なうことができるものとします。

③　独立委員会が対抗措置発動の延期を勧告する場合

独立委員会は、前掲２．⑸の評価期間の満了までに対抗措置の発動・不発動の勧告を決議するに至らない場合には、合理的に必要とされる範囲内で、評価期間を延長する旨の決議を行ない、当社取締役会に勧告することができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を決議し、その内容を情報開示いたします。

5．対抗措置の内容

⑴ 新株予約権の発行

当社取締役会が大量買付行為に対抗するための具体策として、新株予約権の無償割当てを行なう場合は、【別紙３】のとおり、大量買付者等は行使することができないとの条件を付与した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行し、当社取締役会において定め別途公告する一定の日（以下「割当期日」といいます。）における株主様に対し無償で割り当てることとします。なお、本新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることとします。

⑵ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要することとします。

⑶ 新株予約権の発行および行使の手続き

本新株予約権を発行することとなった場合、新株予約権の割当てを受けるには割当期日までに当社株主名簿に記録される必要があります。また、本新株予約権の行使については、新株を取得するために所定の行使期間中に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。

上記の手続きの詳細については、実際に本新株予約権を発行することを決議した際に、法令に基づき株主の皆様にお知らせいたします。

6．株主・投資家の皆様に与える影響等

⑴ 本買収防衛策が株主・投資家の皆様に与える影響

本買収防衛策は、新株予約権を無償で割り当て、あるいは会社法その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがある旨を公表しているに過ぎず、その導入の時点において対抗措置自体は行なわれませんので、株主・投資家の皆様に直ちに影響が生じることはありません。

むしろ、本買収防衛策の継続により、大量買付者からの大量買付情報の提供、当社取締役会からの代替案の提示等、株主・投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かの適切な判断をするための十分な情報と期間を確保できることになります。

⑵ 対抗措置発動時における株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的に対抗措置を発動することを決議した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従い、適時適切な開示を行ないます。

対抗措置発動時には、大量買付者を含む特定株主グループ以外の株主・投資家の皆様が、法的権利または経済的側面において、次の③、④の場合を除き特別な損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行なった場合の大量買付者を含む特定株主グループ以外の株主・投資家の皆様に与える影響は次のとおりとなります。

① 当社取締役会が別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有する普通株式１株につき本新株予約権１個を無償割当てします。

② 本新株予約権の無償割当てを受けた株主様が権利を行使し新株を取得するには、当社取締役会が指定する一定期間内に本新株予約権１個当たり金１円以上で、当社取締役会が新株予約権の無償割当決議において定める価額の払込金額が必要となります。

③ 仮に株主様が権利行使期間内に行使価額に相当する金銭を払い込まず、本新株予約権の権利行使手続きを行なわない場合は、他の株主様が権利行使により新株を取得するため、権利行使手続きを行なわない株主様と大量買付者のみが当社株式の価値が希薄化する影響を受けることになります。

④ 本新株予約権の無償割当てを受ける株主様が確定後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を当社が無償取得する場合には、１株当たりの株式価値の希薄化が生じませんので、１株当たりの株式価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

⑤ 本新株予約権の無償割当ておよび本新株予約権を行使し新株の交付を受けた時点では、株主の皆様には課税関係は生じません。ただし、当社取締役会の承認により本新株予約権を第三者に譲渡した株主様（大量買付者を含む。）および本新株予約権を行使し交付を受けた新株を第三者に譲渡した株主様には、譲渡益課税がなされます。

⑶ 大量買付者に与える影響

本買収防衛策は、大量買付ルールを遵守しない、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある大量買付者には、経済的な不利益を発生させる可能性があります。

本買収防衛策は、大量買付ルールを遵守しない場合の不利益を事前に示すことにより、大量買付ルールを無視した買付行為をしないよう予め注意を喚起するものです。

7．本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様および当社の手続き

⑴ 株主名簿への記録の手続き

当社取締役会は新株予約権の無償割当てを決議した場合には、無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

本新株予約権の無償割当ては、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し行なわれますので、株主の皆様におかれましては、当該期日までに当社株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

⑵ 新株予約権の行使（新株取得）手続き

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（【別紙３】の８．⑴から⑶までの大量買付者等を除きます。）の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容・数、本新株予約権を行使する日等必要事項、および株主様ご自身が大量買付者等ではないことの表明保証条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式となります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出のうえ、原則として、本新株予約権１個当たり金１円以上で、当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき１株の当社株式が発行されることになります。

⑶ 当社による新株予約権の取得手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決議した場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得できるものとします。

当社は、当社取締役会が定める日の到来をもって、本新株予約権を行使することができない者（【別紙３】の８．⑴から⑶までの大量買付者等をいいます。）以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき当社普通株式１株を交付することができるものとします。

また、当該取得がなされた日より後に、本新株予約権を行使することができない者（【別紙３】の８．⑴から⑶までの大量買付者等をいいます。）以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、該当者の有する本新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき当社普通株式１株を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑷ 新株予約権の発行中止・新株予約権の消却

前掲３．⑷に定める事由がある場合には、当社取締役会は、割当てまでの間は新株予約権の発行の中止または割当て後においては、無償取得の方法による新株予約権の消却を行なうことができるものとします。

８．買収防衛策の有効期間、廃止および改正

本買収防衛策の有効期間は、本総会終結の時から平成30年６月開催予定の第９回定時株主総会終結の時までの３年間とします。ただし、有効期間満了前であっても、当社取締役会により本買収防衛策を廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本買収防衛策はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本買収防衛策の有効期間中でも、

① 本買収防衛策に係る法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行なわれ、当該事項を本買収防衛策に反映させることが妥当である場合

② 新たな大量買付行為の手法が判明し、本買収防衛策の内容を改正することが妥当である場合

③ 本買収防衛策の説明補足、誤字脱字等の理由により修正を行なうことが妥当である場合

独立委員会の勧告を得たうえで、本買収防衛策を改正する場合があります。

当社取締役会は、本買収防衛策の廃止および改正がなされた場合には、その内容等についてすみやかに情報開示いたします。

９．買収防衛策の合理性

本買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも則したものとなっております。

⑴ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本買収防衛策は、前掲１．のとおり、株主の皆様が大量買付行為を評価するために、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様に提供すること、および必要に応じて当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための相当期間が確保されることを目的として導入するものです。

⑵ 事前開示・株主意思の原則

本買収防衛策は、株主・投資家の皆様および大量買付者の予見性を高め、株主の皆様の適正な選択の機会を確保するために、事前に本買収防衛策の内容を開示するものです。

当社取締役会は、大量買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損しない限り対抗措置は発動せず、公開買付けに移行し株主の皆様の意思を確認する仕組みとしております。本買収防衛策の仕組みの概要については【別紙４】をご参照ください。

また、本買収防衛策の有効期間は、平成30年６月開催予定の第９回定時株主総会終結の時までの３年間でありますが、本総会において第２号議案が承認されますと、取締役の任期は１年となり、１年ごとの取締役の選任を通じて取締役会により買収防衛策を廃止することが可能となります。

なお、現時点において、当社株式等についての大量買付行為等の提案は一切ございません。当社株式の状況については【別紙５】をご参照ください。

⑶ 必要性・相当性確保の原則

本買収防衛策は、その必要性・相当性を確保するために次のような設計としております。

① 当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した専門家の助言を得ることができることとしております。これにより、独立委員会による判断自体の公正さ・客観性が強く担保される仕組みとしております。

② 大量買付ルールが遵守されている限り、原則として公開買付け等を通して株主の皆様に判断を委ねる仕組みとしております。

③ 本買収防衛策は、大量買付ルールが遵守されているにもかかわらず対抗措置を発動できる例外的条件として、前掲３．⑵のとおり、東京高等裁判所が示す４類型（ニッポン放送事件東京高裁決定　平成17年３月23日）と強圧的二段階買収に限定しております。

④ 本買収防衛策は、大量買付者以外の株主の皆様が平等に、新株予約権の行使によりその所有する普通株式数に応じて新株を取得できる仕組みとしております。

⑤ 本買収防衛策は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以　上

【別紙１】

独立委員会規則の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
２．独立委員会の委員（以下「独立委員会委員」という。）は、３名とする。
３．独立委員会委員は社外有識者、当社社外取締役、当社社外監査役から選任する。なお、社外有識者は、弁護士、公認会計士、もしくはこれらに準ずる有資格者、または酪農・乳業・経営等に関する相当の知見を有する者でなければならず、当社に対する善管注意義務条項等を含む委嘱契約を当社と締結しなければならない。
４．独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結の時から、３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
５．当社取締役会は、各独立委員会委員に独立委員会の招集を要請できる。
６．各独立委員会委員は、次の場合に独立委員会を招集できる。
⑴　大量買付者が大量買付行為を行なおうとする意向を当社に示した場合（大量買付意向表明書の提出に限らない。）
⑵　当社株式等の大量買付行為が明らかになった場合
７．独立委員会は、次に掲げる権限および義務を有する。
⑴　大量買付情報の収集、評価・検討、株主への情報開示の当社取締役会への勧告
⑵　大量買付情報が十分にそろったかどうかの判断および当該大量買付情報が不十分な場合において当社取締役会が大量買付者に対し追加的情報提供を要請するよう勧告すること
⑶　当社取締役、監査役、従業員等に対し必要に応じて、独立委員会への出席、大量買付情報・当社代替案の提供および当該事項に関する説明の要請
⑷　大量買付者の買付けが本買収防衛策の対抗措置発動の対象に該当するか否かの審議および判定
⑸　対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会に対する勧告
⑹　評価期間の延長についての当社取締役会に対する勧告
⑺　買収防衛策の改正および廃止についての当社取締役会に対する勧告
⑻　その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
⑼　当社取締役会が、別途独立委員会が行なうことができると定めた事項
⑽　上記各号に定める事項に関する善管注意義務
８．独立委員会は、独立委員会委員全員の出席により成立し、出席者の過半数をもって決議する。
９．独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
10．独立委員会は、当社株式等の大量買付行為等がなされた場合は、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かをその判断基準として、当該大量買付情報について検討・評価のうえ、勧告を決議するものとし、自己または当社取締役の個人的利益を得ることを目的としてはならない。

以　上

【別紙２】

独立委員会委員の略歴

田中　宏司（たなか　ひろじ）

略歴　：	昭和29年４月	日本銀行入行
	平成２年２月	日本銀行退職
	平成２年２月	ケミカル信託銀行株式会社　バイスプレジデント
		ケミカル信託銀行株式会社　コンプライアンスオフィサー等歴任
	平成８年４月	高千穂大学、早稲田大学、東京国際大学等の非常勤講師歴任
	平成13年５月	日本経営倫理学会　理事
	平成14年４月	立教大学大学院　経済学研究科教授
	平成18年３月	立教大学大学院　経済学研究科教授退任
	平成20年４月	東京交通短期大学　学長
	平成21年６月	日本経営倫理学会　副会長
	平成21年10月	一般社団法人経営倫理実践研究センター　理事・首席研究員（現職）
	平成25年４月	東京交通短期大学　名誉教授（現職）

鈴木　宣弘（すずき　のぶひろ）

略歴　：	昭和57年４月	農林水産省入省
	平成８年10月	農業総合研究所　研究交流科長
	平成９年４月	九州大学農学部　助教授
	平成16年４月	九州大学大学院農学研究院　教授
	平成18年９月	東京大学大学院農学生命科学研究所　教授（現職）
	平成23年４月	一般社団法人ＪＣ総研　所長（現職）

阿南　久（あなん　ひさ）

略歴　：	平成３年６月	生活協同組合コープとうきょう　理事
	平成11年６月	東京都生活協同組合連合会　理事
	平成13年６月	日本生活協同組合連合会　理事
	平成15年８月	全国労働者共済生活協同組合連合会　理事
	平成19年10月	全国消費者団体連絡会　事務局
	平成20年５月	全国消費者団体連絡会　事務局長
	平成24年８月	消費者庁　長官
	平成26年８月	消費者庁　長官退任

（注）　阿南久氏につきましては、第３号議案が原案どおり承認可決され、社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

【別紙３】

新株予約権の概要

１．新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、自己株式を除く。）１株につき新株予約権を１個割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。

３．発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、自己株式を除く。）と同数とする。

４．各新株予約権の発行価額
無償とする。

５．各新株予約権の行使に際して払込みを必要とする額（行使価額）
新株予約権１個につき１円以上とする。

６．新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

７．新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

８．新株予約権の行使条件
次の条件に該当する株主は新株予約権を行使できないものとする。
⑴　大量買付者を含む特定株主グループ
⑵　当社取締役会の承認を得ずに特定株主グループから新株予約権を譲受けまたは承継した者
⑶　外国の適用法令上、新株予約権の行使時に所定の手続きを要する外国居住者

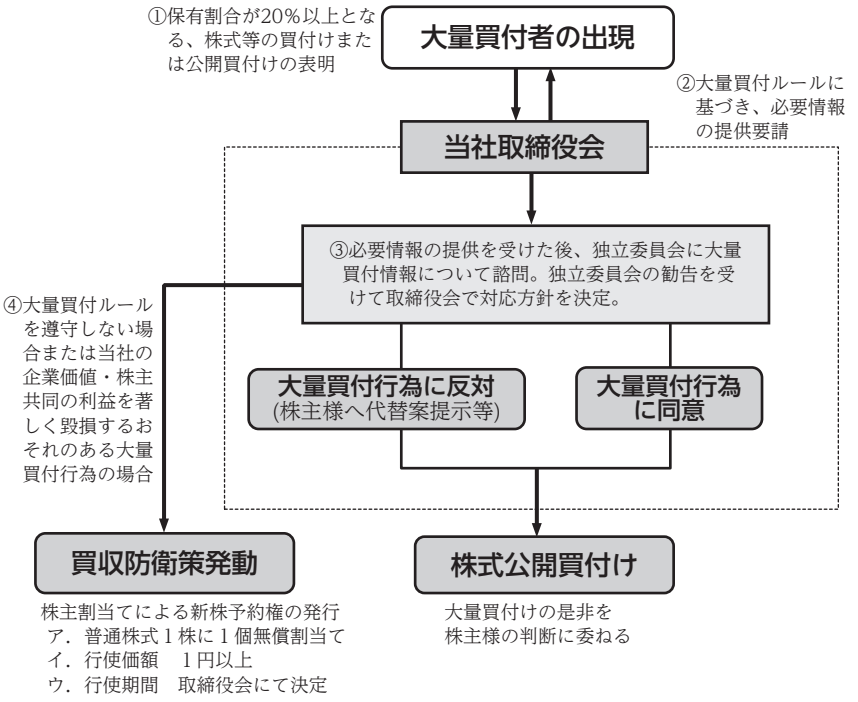
９．当社による新株予約権の取得
当社取締役会は、８．⑴⑵に該当する者以外の株主が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに新株予約権１個につき普通株式１株を交付することができるものとする。

10．新株予約権に係るその他の措置
対抗措置を中止すべき事情が発生した場合、当社取締役会は割当期日までの間は新株予約権の発行中止、割当て後においては無償取得の方法による新株予約権の消却ができるものとする。

以　上

【別紙４】

買収防衛策の概要図



大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合　→**原則として対抗措置不発動**

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合→**対抗措置発動の対象**

※大量買付ルールを遵守した場合でも、次の場合は対抗措置発動の対象となる。
当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為の場合
(グリーンメーラー、焦土化経営、資産流用、一時的高配当、強圧的二段階買収)

大量買付ルール

(1)大量買付行為に関する十分な情報提供
①大量買付者等の詳細
②大量買付行為の目的、方法および内容
③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
④大量買付行為完了後に意図する経営方針および事業計画　他
(2)大量買付行為に対する評価期間(60～90日)の確保

【別紙５】

当 社 株 式 の 状 況（平成27年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　280,000,000株

２．発行済株式の総数　70,751,855株

３．株　　主　　数　61,562名

４．所有者別株式分布状況

所有者区分	持株数	持株比率
金融機関	35,905千株	50.74％
証券会社	1,113千株	1.57％
その他国内法人	6,856千株	9.69％
外国人	8,518千株	12.03％
個人・その他	15,411千株	21.78％
計	70,751千株	100.00％

５．大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
全国農業協同組合連合会	9,237千株	13.05％
農林中央金庫	6,728千株	9.50％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口）	3,703千株	5.23％
雪印メグミルク株式会社（自己株式）	2,908千株	4.11％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,924千株	2.71％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,561千株	2.20％
雪印メグミルク従業員持株会	1,245千株	1.76％
株式会社みずほ銀行	1,243千株	1.75％
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,233千株	1.74％
ホクレン農業協同組合連合会	1,074千株	1.51％
計	30,860千株	43.61％

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．当社グループの現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

個人消費には弱さも見られ、食品業界においては高付加価値商品に注目が集まる一方、依然として低価格志向も継続しております。

このような経営環境の中、「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」に基づき、環境変化への対応と経営基盤の強化、ドリンクヨーグルトをはじめとする新商品の拡売とブランド強化、ならびに事業構造改革としてプロダクトミックスの改善に取り組みました。また、国内生乳生産量の減少による乳原料の不足や急激な円安による調達コストの更なる上昇に対し、販売価格の見直しや容量変更など当社としてできる限りの対応策を実施いたしました。

一方、戦略設備投資を行なった阿見工場は、厚木マーガリン工場や横浜チーズ工場、関西チーズ工場からの生産機能の移管を完了し、平成26年11月に本格稼動いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結経営成績につきましては、売上高は549,816百万円（前期比100.9％）、営業利益は9,381百万円（前期比83.5％）、経常利益は10,444百万円（前期比107.0％）、当期純利益は3,931百万円（前期比153.0％）となりました。また、平成27年３月末では、子会社32社および関連会社14社となっております。

⑵　原料乳の調達状況

全国の生乳生産量は、北海道・都府県ともに前年実績を下回りました。酪農経営においては、円安による配合飼料および生産資材価格の高騰、高齢化や後継者不足による離農の加速、更にはオーストラリアと締結した経済連携協定（日豪ＥＰＡ）や交渉継続中の環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）など、将来的な輸入自由化に対する懸念から、設備投資が停滞しており、生産基盤の回復の遅れが危惧されています。

このような状況の中、当期における全国の生乳生産量は733.1万トン（前期比98.4％）となり、そのうち当社は102.7万トン（前期比94.8％）の原料乳を買い入れました。

⑶ セグメント別概況

① 乳製品事業

当事業には、乳製品（チーズ、バター、粉乳等）、油脂（マーガリン等）、育児品（乳幼児用粉乳等）等の製造・販売が含まれております。

生乳生産量の減少によりバターの生産量が落ち込みましたが、チーズは主力の「６Ｐチーズ」や「雪印 北海道 100 カマンベールチーズ」などが好調に推移しました。また、その他食品部門が好調に推移し増収となりました。

この結果、当事業における売上高は213,064百万円（前期比106.3%）となりました。

② 飲料・デザート類事業

当事業には、飲料（牛乳類、果汁飲料等）、ヨーグルト、デザートの製造・販売が含まれております。

ヨーグルトでは、恵ブランドの強化およびガセリ菌ＳＰ株の認知向上に重点的に取り組み、小型ボトルタイプの「恵 megumi ガセリ菌ＳＰ株ヨーグルト（ドリンクタイプ）」等が貢献し好調に推移しました。

一方、飲料は天候不順の影響や市場の低迷もあり、減収となりました。

この結果、当事業における売上高は255,486百万円（前期比97.1%）となりました。

③ 飼料・種苗事業

当事業には、牛用飼料、牧草・飼料作物種子、野菜種子の製造・販売が含まれております。

配合飼料および単体飼料の販売数量が減少し減収となり、当事業における売上高は47,492百万円（前期比97.2%）となりました。

④ その他事業

当事業には、不動産賃貸、共同配送センター事業等が含まれております。売上高は33,772百万円（前期比104.4%）となりました。

○ セグメント別売上高内訳

セグメント	売上高	前期比
乳製品	213,064 百万円	106.3 %
飲料・デザート類	255,486 百万円	97.1 %
飼料・種苗	47,492 百万円	97.2 %
報告セグメント計	516,043 百万円	100.7 %
その他	33,772 百万円	104.4 %
合計	549,816 百万円	100.9 %

○ **主要な事業内容**

当社グループの主要な事業は、乳製品事業、飲料・デザート類事業、飼料・種苗事業、その他事業であり、事業別の取扱商品類等は次のとおりです。

セグメント	取扱商品類等
乳製品	乳製品（チーズ、バター、粉乳等）、油脂（マーガリン等）、育児品（乳幼児用粉乳等）　他
飲料・デザート類	飲料（牛乳類、果汁飲料等）、ヨーグルト、デザート　他
飼料・種苗	牛用飼料、牧草・飼料作物種子、野菜種子　他
その他	不動産賃貸、共同配送センター事業　他

⑷ 設備投資

当社グループでは、中期経営計画に掲げた「事業構造改革」「戦略投資設備の最大活用」等の実現に向けた取組みを中心に17,593百万円の設備投資を実施いたしました。

① 乳製品事業

乳製品事業の設備投資は、主として当社において、阿見工場への戦略設備投資を行ない、厚木マーガリン工場や横浜チーズ工場、関西チーズ工場からの生産機能の移管を実施いたしました。

その結果、乳製品事業の設備投資実施額は9,199百万円となりました。

② 飲料・デザート類事業

飲料・デザート類事業の設備投資は、主として当社において、新商品開発、合理化、品質保証強化、老朽化設備更新等の設備投資を実施いたしました。

その結果、飲料・デザート類事業の設備投資実施額は5,948百万円となりました。

③ 飼料・種苗事業

飼料・種苗事業の設備投資は、主として雪印種苗株式会社において、工場、種子センター等の設備投資を実施いたしました。

その結果、飼料・種苗事業の設備投資実施額は559百万円となりました。

④ その他事業

その他事業の設備投資実施額は1,886百万円となりました。

⑸ 資金調達

当社は、金融機関より長期借入金として28,000百万円の調達を実施いたしました。主として、海老名工場および阿見工場の設備投資、長期借入金の償還（11,386百万円）に使用いたしました。

⑹ 対処すべき課題

① 中期経営計画

当社は、「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」に基づき、企業価値の向上に向け、次の４つのコンセプトにより戦略を推進し、収益性を向上させ、次なる成長のための基盤固めを着実に行なってまいります。

ア．事業構造改革

円安や乳資源需給逼迫など厳しい経営環境下でも利益を確保すべく、プロダクトミックスの改善、生産物流体制の最適化、業務効率化によるコストダウン、ならびにコストアップ吸収策の早期実現に取り組み、収益性を向上させてまいります。

イ．戦略投資設備の最大活用

これまで投資してきた海老名工場と阿見工場を最大活用すべく、販売物量を拡大して工場稼働率を向上させ、安定した利益を確保してまいります。

新工場では円滑な生産移管から安定稼働につなげ、高い生産性、品質、技術力を実現してまいります。

ウ．成長分野の事業拡大

将来にわたり継続成長すべく、当社の強みを活かすことができる成長分野に経営資源を重点配分いたします。対象分野は「ヨーグルト」「ナチュラルチーズ」「業務用チーズ」「機能性食品事業」「海外事業」とします。

「ヨーグルト」「ナチュラルチーズ」「業務用チーズ」は、市場規模が継続的に拡大する中で、新商品の投入・育成を図りながら当社のシェアを更に高めてまいります。

「機能性食品事業」は、自社が保有する機能性素材を価値訴求し、拡大する健康食品市場の需要を取り込んでまいります。

「海外事業」は、東南アジアでの粉ミルクの販売拡大を中心として、インドネシアでのチーズ拡販や東南アジア地域での新規展開の積極推進を図ります。

エ．機能強化と体制整備

事業構造改革と成長分野の事業拡大の取組みを支えるべく、研究開発力の強化、品質保証機能の強化、国内原料乳確保のための酪農生産基盤の維持・拡大、海外乳資源の安定確保のための調達体制整備、ならびに他社連携を含めた生産物流体制の整備に取り組んでまいります。

② 平成27年度の経営方針

当社は平成27年度の経営方針を定め、「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」の達成に向け、積極的に取組みを進めてまいります。

（平成27年度経営方針の概要）

ア．基本的な考え方

環境変化の中でも持続的成長を可能とする事業構造に変革し、競争力強化と同時に乳・乳製品の新たな価値体系の構築に取り組んでまいります。

イ．重点取組内容

Ａ．チーズなど既存主力品の販売拡大、ドリンクヨーグルトなど戦略商品の育成継続、ならびに海外など新市場の開拓により、需要の創造と拡大に取り組みます。

Ｂ．乳資源の有効活用、販売価格の適正化、ならびにお客様に新たな価値を提供する商品の開発により、乳の付加価値の極大化を図ります。

Ｃ．阿見工場等の合理化効果の最大化、ならびに業務効率化を含めた生産性向上の取組みによりローコストオペレーションを実現し、競争力を強化します。

Ｄ．ＣＳＲは雪印メグミルクグループの根幹をなすものであり、グループ全体でレベルを向上させ、社会に信用される企業グループを目指します。

⑺ 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第３期 (平成24年３月期)	第４期 (平成25年３月期)	第５期 (平成26年３月期)	第６期 (平成27年３月期)
売上高	百万円 509,413	百万円 522,987	百万円 544,907	百万円 549,816
営業利益	百万円 15,758	百万円 15,009	百万円 11,241	百万円 9,381
経常利益	百万円 17,876	百万円 16,384	百万円 9,758	百万円 10,444
当期純利益	百万円 9,301	百万円 9,600	百万円 2,569	百万円 3,931
１株当たり当期純利益	円 137.08	円 141.49	円 37.88	円 57.95
総資産	百万円 298,158	百万円 313,569	百万円 334,775	百万円 345,597
純資産	百万円 107,342	百万円 116,684	百万円 116,453	百万円 122,209

② 当社の財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第３期 (平成24年３月期)	第４期 (平成25年３月期)	第５期 (平成26年３月期)	第６期 (平成27年３月期)
売上高	百万円 340,231	百万円 342,515	百万円 348,866	百万円 340,817
営業利益	百万円 12,713	百万円 11,102	百万円 7,675	百万円 5,716
経常利益	百万円 13,945	百万円 12,067	百万円 8,715	百万円 7,205
当期純利益	百万円 10,545	百万円 6,932	百万円 2,509	百万円 2,930
１株当たり当期純利益	円 155.41	円 102.17	円 36.98	円 43.20
総資産	百万円 245,027	百万円 257,309	百万円 277,285	百万円 287,347
純資産	百万円 79,353	百万円 85,387	百万円 86,463	百万円 89,355

⑻ 当社グループの状況（平成27年３月31日現在）

① 重要な子会社等の状況

	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
1	雪印種苗株式会社	4,643百万円	100.0%	農産種子・飼料等の製造・販売
2	ビーンスターク・スノー株式会社	500百万円	80.0%	育児用粉ミルク・フォローアップミルク・離乳食・ヘルスケア等の研究開発、製造・販売
3	八ヶ岳乳業株式会社	60百万円	100.0%	牛乳・チーズ等の製造・販売
4	株式会社クレスコ	38百万円	100.0%	段ボール・紙器等の販売
5	甲南油脂株式会社	100百万円	51.0%	食用油脂類等の製造・販売
6	株式会社雪印パーラー	30百万円	100.0%	食堂・売店経営、乳製品等の販売
7	チエスコ株式会社	472百万円	90.9%	チーズ・食料品の輸入販売
8	株式会社ＹＢＳ	30百万円	100.0%	ビルの総合保守管理、損害保険代理業
9	株式会社エスアイシステム	400百万円	100.0%	食料品の販売、共配センターの運営受託
10	ニチラク機械株式会社	50百万円	67.6%	食品・化学機器等のプラント設計および施工・製造等
11	雪印オーストラリア有限会社	21,882千A$	100.0%	乳製品・育児用粉ミルクの製造・販売
12	台湾雪印株式会社	7,000千NT$	100.0%	乳製品・育児用粉ミルクの輸入販売
13	株式会社ロイヤルファーム	10百万円	48.5%	肉牛の肥育・販売
14	道東飼料株式会社	300百万円	60.0%	配合飼料の製造・販売
15	いばらく乳業株式会社	117百万円	100.0%	牛乳・乳飲料等の製造・販売
16	みちのくミルク株式会社	466百万円	100.0%	牛乳・乳飲料等の製造・販売
17	三和流通産業株式会社	450百万円	100.0%	食料品の販売、共配センターの運営
18	直販配送株式会社	30百万円	70.0%	運送・倉庫業、共配センターの運営受託
19	株式会社ＲＦペンケル牧場	30百万円	49.0%	牧場の経営及び生産品の加工・販売、肥育牛の預託事業
20	株式会社ＲＦ青森牧場	5百万円	49.0%	牧場の経営及び生産品の加工・販売、肥育牛の預託事業

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．会社間の親子関係の判定は議決権の総数に占める比率によることから、上表においては、出資比率の代わりに議決権比率を記載しております。なお、議決権比率は、小数点以下第２位を切り捨てて表示しております。
３．株式会社ロイヤルファームは、雪印種苗株式会社が議決権比率48.5％を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。
４．道東飼料株式会社は、雪印種苗株式会社が議決権比率60.0％を所有している子会社です。

5．株式会社ＲＦペンケル牧場は、株式会社ロイヤルファームが議決権比率49.0％を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。
6．株式会社ＲＦ青森牧場は、株式会社ロイヤルファームが議決権比率49.0％を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。

②　重要な関連会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主要な事業内容
イーエヌ大塚製薬株式会社	1,510百万円	40.0％	医薬品・医薬部外品等の製造・販売

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③　主要な営業所および工場

ア．当社

本　　社	本社（札幌市）、東京本社（東京都新宿区）
研究所（６箇所）	ミルクサイエンス研究所（埼玉県川越市）、品質保証部分析センター（埼玉県川越市）、食品衛生研究所（埼玉県川越市）、札幌研究所（札幌市）、チーズ研究所（山梨県北杜市）、酪農総合研究所（札幌市）
工　　場（17箇所）	大樹工場（北海道広尾郡）、磯分内工場（北海道川上郡）、興部工場（北海道紋別郡）、幌延工場（北海道天塩郡）、なかしべつ工場（北海道標津郡）、別海工場（北海道野付郡）、札幌工場（札幌市）、阿見工場（茨城県稲敷郡）、川越工場（埼玉県川越市）、野田工場（千葉県野田市）、海老名工場（神奈川県海老名市）、名古屋工場（名古屋市）、豊橋工場（愛知県豊川市）、京都工場（京都府南丹市）、京都工場池上製造所（京都府南丹市）、神戸工場（神戸市）、福岡工場（福岡市）
販売本部（２箇所）	関東販売本部（東京都新宿区）、関西販売本部（大阪府吹田市）
支店および営業所（18箇所）	北海道統括支店（札幌市）、東北統括支店（仙台市）、北東北営業所（岩手県盛岡市）、首都圏中央支店（東京都新宿区）、首都圏西支店（東京都調布市）、首都圏東支店（千葉市）、首都圏北支店（群馬県高崎市）、新潟営業所（新潟市）、中部統括支店（名古屋市）、静岡営業所（静岡市）、北陸営業所（石川県白山市）、大阪支店（大阪府吹田市）、近畿支店（大阪府吹田市）、中四国支店（広島市）、岡山営業所（岡山市）、四国営業所（香川県高松市）、九州統括支店（福岡市）、南九州営業所（鹿児島県鹿児島市）
お客様センター	お客様センター（東京都新宿区）

イ．重要な子会社等

セグメント	重要な子会社等の名称（本店所在地）
乳製品	ビーンスターク・スノー株式会社（札幌市）、甲南油脂株式会社（神戸市）、チエスコ株式会社（東京都新宿区）、雪印オーストラリア有限会社（オーストラリア国ヴィクトリア州）、台湾雪印株式会社（台湾）
飲料・デザート類	八ヶ岳乳業株式会社（山梨県北杜市）、株式会社エスアイシステム（東京都新宿区）、いばらく乳業株式会社（茨城県水戸市）、みちのくミルク株式会社（宮城県大崎市）、三和流通産業株式会社（さいたま市）
飼料・種苗	雪印種苗株式会社（札幌市）、道東飼料株式会社（北海道釧路市）
その他	株式会社クレスコ（東京都北区）、株式会社雪印パーラー（札幌市）、株式会社ＹＢＳ（東京都新宿区）、ニチラク機械株式会社（北海道江別市）、株式会社ロイヤルファーム（青森県十和田市）、直販配送株式会社（東京都渋谷区）、株式会社ＲＦペンケル牧場（北海道二海郡）、株式会社ＲＦ青森牧場（青森県十和田市）

④ 従業員の状況

ア．当社グループの従業員数

セグメント	従業員数	前期末比増減
乳製品	1,782名	12名増
飲料・デザート類	2,041名	51名減
飼料・種苗	370名	5名増
その他	682名	8名減
計	4,875名	42名減

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

イ．当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢
男性	2,676名	36名減	40.1歳
女性	414名	4名減	35.3歳
計または平均	3,090名	40名減	39.4歳

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

⑼ 主要な借入先および借入額（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額		
	短期	長期	計
農林中央金庫	14,110 百万円	14,934 百万円	29,044 百万円
株式会社みずほ銀行	1,887 百万円	5,036 百万円	6,923 百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,870 百万円	4,979 百万円	6,849 百万円
みずほ信託銀行株式会社	368 百万円	1,035 百万円	1,403 百万円
株式会社日本政策金融公庫	－	11,211 百万円	11,211 百万円
株式会社日本政策投資銀行	－	5,280 百万円	5,280 百万円

（注）　長期の欄には、１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

⑽ その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　280,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　　70,751,855株（自己株式　2,908,870株を含む。）

⑶ **株主数**　　61,562名（前期末比　3,219名減）

⑷ **大株主**

株主名	持株数	出資比率
全国農業協同組合連合会	9,237千株	13.61%
農林中央金庫	6,728千株	9.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口）	3,703千株	5.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,924千株	2.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,561千株	2.30%
雪印メグミルク従業員持株会	1,245千株	1.83%
株式会社みずほ銀行	1,243千株	1.83%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,233千株	1.81%
ホクレン農業協同組合連合会	1,074千株	1.58%
全国酪農業協同組合連合会	1,008千株	1.48%

（注）　当社は、自己株式2,908,870株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
中野吉晴	代表取締役社長	経営全般 全国飲用牛乳公正取引協議会　委員長 チーズ公正取引協議会　委員長
難波隆夫	代表取締役副社長	経営全般社長補佐 監査・ロジスティクス担当
石田隆廣	代表取締役副社長	経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事担当
世古康	取締役	財務・情報システム担当、総合企画室副担当
山登正夫	取締役	生産統括・生産管理担当
小川澄男	取締役	北海道本部・酪農・社史編纂室担当、酪農総合研究所副担当 株式会社雪印パーラー　代表取締役社長
幸坂眞也	取締役	総合企画室・管理担当
千葉忍	取締役	海外事業担当
土岡英明	取締役	広報・ＣＳＲ・広域営業担当
小西寛昭	取締役	研究開発・商品開発・ミルクサイエンス研究所・資材調達担当
西尾啓治	取締役	マーケティング・乳食品事業・市乳事業担当
西馬場茂	取締役	業務製品事業担当 株式会社ＹＢＳ　代表取締役社長
城端克行	取締役	品質保証・機能性食品事業担当
遠藤悟	取締役	生産統括・生産管理副担当
池浦靖夫	取締役	酪農総合研究所担当、酪農副担当
日和佐信子	取締役	公益財団法人横浜市消費者協会　理事長
多田義昭	常勤監査役	
大森節也	常勤監査役	
新庄忠夫	監査役	
西川郁生	監査役	慶應義塾大学商学部　教授 エーザイ株式会社　社外取締役 日本電産株式会社　社外監査役

（注）１．取締役 日和佐信子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役 新庄忠夫氏および西川郁生氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

3．常勤監査役 多田義昭氏および監査役 西川郁生氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
⑴ 常勤監査役 多田義昭氏は、長年にわたり雪印乳業株式会社財務部に在籍し、経理および財務業務に携わってきた経験があります。
⑵ 監査役 西川郁生氏は、公認会計士であり、企業会計について高い専門性を有しております。
4．取締役 日和佐信子氏、監査役 新庄忠夫氏および西川郁生氏につきましては、東京証券取引所および札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5．田中二三男氏は、平成26年６月26日開催の第５回定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたしました。
6．小田木毅氏は、平成26年６月26日開催の第５回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
7．代表取締役社長 中野吉晴氏は、平成27年４月１日付で代表取締役社長を退任して取締役相談役に就任し、取締役 西尾啓治氏は、同日付で代表取締役社長に就任いたしました。

⑵ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役	17名	394百万円
監　査　役	5名	56百万円
計	22名	450百万円

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

取締役　日和佐信子氏は、公益財団法人横浜市消費者協会の理事長を兼務しております。当社と同協会との間には、特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との兼職状況

監査役　西川郁生氏は、慶應義塾大学商学部教授、エーザイ株式会社の社外取締役および日本電産株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とこれら兼職先との間には、特別な関係はありません。

③ 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	日和佐　信子	当事業年度開催の取締役会26回のうち25回に出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、意見を述べております。また、当社企業倫理委員会委員として、当社取締役会に対して企業倫理および品質等に関する提言・勧告ならびに検証を行なっております。
監査役	新庄　忠夫	当事業年度開催の取締役会26回および監査役会28回の全てに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、農林水産業に関する幅広い知識と経験から意見を述べております。
監査役	西川　郁生	平成26年６月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会19回のうち18回、監査役会19回の全てに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、公認会計士としての専門的立場から意見を述べております。
監査役	小田木　毅	平成26年６月26日退任まで、当事業年度開催の取締役会７回および監査役会９回の全てに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、弁護士としての専門的立場から意見を述べております。

⑤　責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役および社外監査役ともに、金10百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

⑥　社外役員の報酬等の総額

	員　数	報酬等の総額	親会社または子会社等からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	4名	26百万円	－

4．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
60百万円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
78百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、株式取得検討対象先に対する合意された手続きである財務内容調査を委託し対価を支払っております。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に規定された監査役会による会計監査人の解任のほか、当社会計監査人として、監査を遂行するにふさわしくないと認められる場合に監査役会の決定により「会計監査人の解任または不再任」に関する議案を株主総会に提案いたします。

5．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、取締役会において決議し、運用しております。

その内容は、次のとおりであります。

1．内部統制の基本方針

(1) 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤の一つと捉え、当社グループが持続的に成長して、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行なっていく。

(2) 内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努める。

(3) 当社グループは、企業理念を実現するために、「雪印メグミルクグループＣＳＲ方針」に基づき、ＣＳＲ経営を積極的に推進する。また、当社社長を委員長とする「ＣＳＲ委員会」を設置し、ＣＳＲ活動を積極的に展開する。

(4) グループ各社の役員・社員が企業活動を行なううえで、守るべき行動の規範を定め、企業倫理の徹底を図っていく。

2．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役員・社員が守るべき行動の基準として、「自主行動基準」を制定し、その遵守を誓うために、毎年役員全員が社長に宣誓書を提出し、社長はＣＳＲ担当役員に提出する。

(2) 「取締役会規則」に基づき、毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(3) 取締役会の諮問機関として「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理委員（社外委員）は社外の立場から経営に対する提言、勧告および実施状況の検証を行ない、これを取締役会に報告する。

(4) 監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行なう。

(5) 社外取締役および社外監査役は、当社と利害関係を有しない外部の有識者として、取締役の職務執行に対する監督および監査の強化を図る。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 「取締役会規則」「文書等管理規則」ならびに「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規則」に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報などを適切に保存し、管理する。

(2) 保存および管理された情報は、取締役および監査役の求めに応じて、いつでも閲覧可能なものとする。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業活動全般にわたり生じ得る様々なリスクを把握し、適切に対応するため、リスク管理体制を整備する。
(2) 経営戦略や利益計画に基づく諸施策の実効性や進捗管理については、担当部署においてそのリスクの把握と対応策の検討を行ない、取締役会や経営執行会議において審議のうえ、対応策を決定する。
(3) 為替・金利等の市場リスクや取引先の与信リスクについては、「経理規則」に基づき、担当部署が管理を行ない、経営執行会議等にて全社的なリスク管理を行なう。
(4) メーカー固有のリスクである品質リスクについては、「ＭＳＱＳ規則」に基づき、日次でリスク管理を行なう。また、品質リスクの年間総括を行なったうえで、品質保証方針・計画を策定し、品質保証体制の改善を図る。
(5) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、問題の大きさに応じて「対策本部」等の組織を編成し、迅速に必要な初期対応を行ない、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規則」「執行役員規則」「職務権限規則」および「稟議規則」に基づき、責任と権限の範囲を明確にするとともに、業務執行権限を執行役員に委譲し、適正かつ効率的に取締役が職務の執行を行なう体制をとる。
(2) 取締役は、監督機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化を図る。
(3) 取締役会は、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 「経理規則」に基づき、適正な会計処理を実施する。
(2) 「財務報告内部統制規則」に基づき、財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する。
(3) 連結ベースの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、グループ全体の財務報告に係る内部統制を整備し、その運用を行ない、適切に評価する。

7．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役員・社員が守るべき行動の基準として、「自主行動基準」を制定し、その遵守を誓うために、毎年社員全員が社長に宣誓書を提出する。
(2) 「自主行動基準」の徹底・推進を図るため、コンプライアンスを統括する部署を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に遂行する。
(3) コンプライアンス活動への取組み・遵守状況については、「企業倫理委員会」に適時、報告する。
(4) 社内の全部署にＣＳＲリーダーを配置し、「食の責任を強く認識し、果たしていくことを誓う日の活動」を始め、コンプライアンスの徹底に向けた取組みを計画的に実施する。また、ＣＳＲリーダーのスキルアップのための研修会や情報共有化のための合同会議等を実施する。
(5) 内部監査部門は、「内部監査規則」に基づき、監査役および会計監査人と連係し、業務の適正性および効率性を検討・評価する。また、コンプライアンスの遵守状況に関する監査を行ない、問題がある場合は取締役および監査役に報告する。
(6) 内部通報相談窓口として「雪印メグホットライン」を、社外通報相談窓口として「社外（弁護士）ホットライン」を設置し、公益通報の窓口として活用するとともに、コンプライアンス上の問題をはじめ、様々な疑問・相談・提案などを受け付ける。ホットラインへの通報・相談および対応状況については、通報・相談者が特定できない形で毎週経営層に報告するとともに、「企業倫理委員会」へも毎月報告する。

8．企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため、「関係会社規則」に基づき、グループ会社から報告を受けるとともに、必要に応じてモニタリングを実施し、親会社として適切な指導・監督を行なう。
(2) グループ社長会を定期的に開催し、グループ方針の徹底を図る。
(3) グループ監査役会では、グループの監査方針の徹底を図る。
(4) 全てのグループ会社に対し、「雪印メグミルクグループ行動規範」および「雪印メグミルクグループＣＳＲ方針」の徹底を図る。
(5) 内部通報相談窓口の「雪印メグホットライン」と、社外通報相談窓口の「社外（弁護士）ホットライン」は、グループ会社も対象とし、適切に運営する。

9．反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力と一切の関係を遮断し、「危機管理規則」において、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る体制を整える。

10. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査役の職務執行を補助するために、その職務を補助するスタッフ（補助者という）を１名以上おく。
(2) 監査役は、監査役監査の環境整備や監査役を補助する使用人に関して、取締役に対して体制の整備を要請できる。

11. 職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者については、「職務分掌規則」等の社内規定や「監査役監査規則」において、取締役からの独立性を明確にする。

12. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会や経営執行会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受ける。
(2) 監査役は、取締役および使用人に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
(3) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、効果的な監査を行なうため、会計監査人および内部監査部門と定期的に協議および意見交換を行ない、内部監査部門に対しては必要に応じて調査・報告を求める。
(2) 取締役は、監査役の円滑な監査活動に協力する。

（注） 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されることに伴い、平成27年４月23日開催の当社取締役会の決議により、内容を一部改定しております。
なお、改定した業務の適正を確保するための体制は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について、法令改正に合わせた具体的かつ明確な表現への変更であり、東京証券取引所および当社ホームページにおいて開示しております。

6．株式会社の支配に関する基本方針

⑴ 基本方針の内容

当社取締役会は、当社の財務および事業の方針の決定にあたり、中長期的な視点に立って企業価値・株主共同の利益（以下、単に「企業価値」といいます。）を高めていくことが必要であると考えておりますが、金融商品取引所に株式を上場している以上、当社株式は自由に売買が行なわれることを前提にすべきであり、当社取締役会の同意がない大量買付行為がなされた場合でも、その是非を最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。

しかしながら、投資目的等について株主の皆様や投資家等に十分な情報開示がなされることなく株式等を大量に買い付け、結果として企業価値が毀損されるケースも生じております。このような状況が発生することを回避するため、当社といたしましては、株主の皆様に株式等の大量買付けの是非について適切な判断をしていただくために必要な情報と相当な検討期間を確保することが重要であると考えております。

当社の株主様は、一般投資家だけではなく、酪農家や生産者団体、関連業界、消費者等多様な構成となっております。こうした株主の皆様にとっては、株式等の大量買付けが当社の経営に与える影響のみならず、当社の経営理念や経営方針、事業内容等に与える影響、さらには酪農乳業界とその関連業界に与える影響等も、株式等の大量買付けに応じるかどうかを決定する際の重要な判断材料であると当社は考えております。このため、株式等の大量買付けを行なおうとする者および当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることが、株主の皆様にとって株式等の大量買付けの是非を判断するうえで必要不可欠であります。

⑵ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成26年５月に「雪印メグミルクグループ中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」を策定し、企業価値の向上に向け取り組んでおります。

この中期経営計画では、４つのコンセプトによる戦略を推進することにより、収益性を向上させることで、次なる成長のための基盤を固めてまいります。１つ目として「プロダクトミックスの改善」「生産物流体制の最適化」などによる事業基盤の強化、２つ目として戦略投資設備の最大活用による安定した利益確保、３つ目として当社の強みを活かすことができる成長分野である「ヨーグルト」「ナチュラルチーズ」「業務用チーズ」「機能性食品事業」「海外事業」に経営資源を重点配分することによる成長分野の事業拡大、４つ目としてこれら３つの戦略を支える研究開発力の強化、酪農生産基盤の維持・拡大、調達体制整備や生産物流体制整備などの機能強化と体制整備を図ることにより、企業価値の向上を目指してまいります。

なお、中期経営計画に基づく当期の具体的な取組内容につきましては、34頁の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

⑶ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年６月26日開催の第５回定時株主総会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」を株主の皆様にご承認いただきました。

また、当該方針の有効期限は、本総会終結の時までとなっておりますので、有効期限の延長につきまして、本総会において、株主の皆様にお諮りいたします。

以上

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**132,354**	**(負債の部)**	**223,388**
現金及び預金	9,818	**流動負債**	**128,320**
受取手形及び売掛金	64,926	支払手形及び買掛金	57,145
有価証券	299	短期借入金	21,464
商品及び製品	33,479	１年内返済予定の長期借入金	18,483
仕掛品	758	リース債務	991
原材料及び貯蔵品	14,712	未払金	11,868
繰延税金資産	3,505	未払法人税等	768
未収入金	2,884	未払費用	7,575
その他	2,498	預り金	379
貸倒引当金	△529	繰延税金負債	4
固定資産	**213,242**	賞与引当金	3,390
有形固定資産	**173,510**	その他	6,249
建物及び構築物	46,474	**固定負債**	**95,067**
機械装置及び運搬具	58,498	長期借入金	68,780
工具、器具及び備品	3,643	長期預り金	5,173
土地	58,382	リース債務	3,943
リース資産	4,150	繰延税金負債	967
建設仮勘定	2,361	再評価に係る繰延税金負債	6,207
無形固定資産	**6,503**	役員退職慰労引当金	311
リース資産	116	ギフト券引換引当金	227
ソフトウェア	5,492	退職給付に係る負債	8,490
施設利用権	748	資産除去債務	425
その他	146	その他	540
投資その他の資産	**33,228**	**(純資産の部)**	**122,209**
投資有価証券	24,782	**株主資本**	**102,233**
長期前払費用	507	資本金	20,000
繰延税金資産	4,158	資本剰余金	17,580
その他	5,518	利益剰余金	69,194
貸倒引当金	△1,737	自己株式	△4,541
		その他の包括利益累計額	**17,693**
		その他有価証券評価差額金	4,590
		繰延ヘッジ損益	△79
		土地再評価差額金	12,904
		為替換算調整勘定	567
		退職給付に係る調整累計額	△290
		少数株主持分	**2,282**
合計	**345,597**	**合計**	**345,597**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**549,816**
売上原価		425,449
売上総利益		**124,367**
販売費及び一般管理費		114,985
営業利益		**9,381**
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	855	
持分法による投資利益	131	
為替差益	866	
その他	921	2,833
営業外費用		
支払利息	934	
寄付金	268	
その他	567	1,770
経常利益		**10,444**
特別利益		
固定資産売却益	126	
投資有価証券売却益	212	
その他	41	380
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	722	
減損損失	1,517	
工場再編損失	1,051	
その他	137	3,449
税金等調整前当期純利益		**7,375**
法人税、住民税及び事業税	1,837	
法人税等調整額	1,472	3,309
少数株主損益調整前当期純利益		**4,065**
少数株主利益		133
当期純利益		**3,931**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	17,580	67,316	△4,535	100,362
会計方針の変更による累積的影響額			△25		△25
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	17,580	67,291	△4,535	100,336
当期変動額					
土地再評価差額金の取崩			6		6
剰余金の配当			△2,035		△2,035
当期純利益			3,931		3,931
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	1,903	△6	1,896
当期末残高	20,000	17,580	69,194	△4,541	102,233

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,094	△121	12,277	428	△1,726	13,952	2,138	116,453
会計方針の変更による累積的影響額								△25
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,094	△121	12,277	428	△1,726	13,952	2,138	116,428
当期変動額								
土地再評価差額金の取崩								6
剰余金の配当								△2,035
当期純利益								3,931
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,495	41	627	138	1,436	3,740	143	3,884
当期変動額合計	1,495	41	627	138	1,436	3,740	143	5,781
当期末残高	4,590	△79	12,904	567	△290	17,693	2,282	122,209

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

雪印メグミルク株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　玉　井　哲　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　俊　夫　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、雪印メグミルク株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、雪印メグミルク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議を行ない、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法ならびにその内容

監査役会は、監査の方針・計画、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針・計画に従い、代表取締役から経営の方向性を聴取するとともに、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査環境の整備に努めました。併せて取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な支店・工場等において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、会社法および会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する取締役会決議の内容、ならびに当該決議に基づく運用状況を監査いたしました。

なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている、株式会社の支配に関する基本方針および当該基本方針に基づく取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務の状況等を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている、株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

雪印メグミルク株式会社　監査役会

常勤監査役　多　田　義　昭　㊞

常勤監査役　大　森　節　也　㊞

社外監査役　新　庄　忠　夫　㊞

社外監査役　西　川　郁　生　㊞

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**93,512**	**流動負債**	**112,207**
現金及び預金	1,203	支払手形	3,246
受取手形	9	買掛金	37,364
売掛金	42,751	短期借入金	29,649
商品及び製品	23,237	１年内返済予定の長期借入金	18,006
仕掛品	529	リース債務	773
原材料及び貯蔵品	12,023	未払金	8,926
前渡金	136	未払法人税等	221
前払費用	397	未払費用	6,600
関係会社短期貸付金	7,223	前受金	109
繰延税金資産	2,961	預り金	244
その他	3,084	賞与引当金	2,389
貸倒引当金	△46	設備関係支払手形	3,263
固定資産	**193,835**	その他	1,411
有形固定資産	**149,844**	**固定負債**	**85,785**
建物	30,663	長期借入金	68,277
構築物	6,091	リース債務	2,636
機械及び装置	53,361	長期未払金	254
車輌運搬具	51	再評価に係る繰延税金負債	6,207
工具、器具及び備品	2,971	退職給付引当金	3,262
土地	51,584	ギフト券引換引当金	226
リース資産	2,838	長期預り金	4,621
建設仮勘定	2,281	資産除去債務	59
無形固定資産	**5,875**	その他	238
借地権	19	**負債合計**	**197,992**
ソフトウェア	5,084	純資産の部	
施設利用権	704	**株主資本**	**72,073**
リース資産	67	**資本金**	**20,000**
投資その他の資産	**38,115**	**資本剰余金**	**35,324**
投資有価証券	14,902	資本準備金	5,000
関係会社株式	19,883	その他資本剰余金	30,324
出資金	3	**利益剰余金**	**21,291**
関係会社出資金	344	その他利益剰余金	21,291
長期貸付金	131	圧縮積立金	483
破産更生債権等	1,747	繰越利益剰余金	20,807
長期前払費用	222	**自己株式**	**△4,541**
繰延税金資産	1,706	**評価・換算差額等**	**17,281**
その他	755	その他有価証券評価差額金	4,465
貸倒引当金	△1,582	繰延ヘッジ損益	△88
		土地再評価差額金	12,904
		純資産合計	**89,355**
資産合計	**287,347**	**負債純資産合計**	**287,347**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**340,817**
売上原価		237,810
売上総利益		**103,007**
販売費及び一般管理費		97,291
営業利益		**5,716**
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	1,724	
為替差益	544	
その他	747	3,110
営業外費用		
支払利息	960	
寄付金	262	
その他	398	1,621
経常利益		**7,205**
特別利益		
固定資産売却益	47	
投資有価証券売却益	212	
その他	13	273
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	615	
減損損失	929	
工場再編損失	1,051	
その他	118	2,732
税引前当期純利益		**4,747**
法人税、住民税及び事業税	928	
法人税等調整額	887	1,816
当期純利益		**2,930**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	5,000	30,324	35,324	470	20,026	20,496	△4,535	71,285
会計方針の変更による累積的影響額						△107	△107		△107
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	5,000	30,324	35,324	470	19,918	20,388	△4,535	71,178
当期変動額									
圧縮積立金の積立					13	△13	－		－
土地再評価差額金取崩額						6	6		6
剰余金の配当						△2,035	△2,035		△2,035
当期純利益						2,930	2,930		2,930
自己株式の取得								△7	△7
自己株式の処分			△0	△0				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△0	△0	13	888	902	△6	895
当期末残高	20,000	5,000	30,324	35,324	483	20,807	21,291	△4,541	72,073

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,032	△132	12,277	15,177	86,463
会計方針の変更による累積的影響額					△107
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,032	△132	12,277	15,177	86,355
当期変動額					
圧縮積立金の積立					－
土地再評価差額金取崩額					6
剰余金の配当					△2,035
当期純利益					2,930
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,432	43	627	2,104	2,104
当期変動額合計	1,432	43	627	2,104	3,000
当期末残高	4,465	△88	12,904	17,281	89,355

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

雪印メグミルク株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　玉井哲史　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山口俊夫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、雪印メグミルク株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

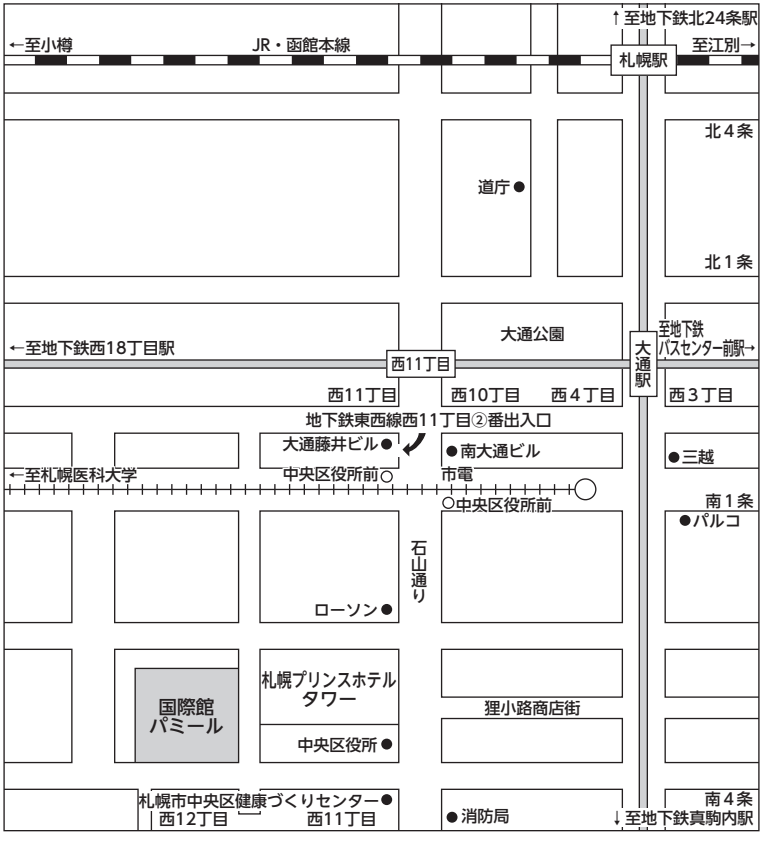
監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南三条西十二丁目
札幌プリンスホテル 国際館パミール６階
電話　011-241-1111



［交通機関］

■地下鉄東西線　西11丁目駅下車　②番出口から徒歩約５分

■札幌駅からタクシー約10分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。